

# 第1章 旭川におけるアイヌ文化継承と アイヌ民族運動の変遷

木戸 調

北海道大学大学院教育学院博士後期課程

## はじめに

アイヌ民族は、日本の代表的な先住民族として一枚岩的に語られがちであるが、もちろんその歩んできた歴史は地域による差異がある。とくに、旭川市のある上川のアイヌは、道内他地域とは大きく異なっている。たとえば、1934年に旭川市旧土人地処分法が制定されており、現在も北海道アイヌ協会とは異なる旭川アイヌ協議会が地域に根付いている。近代から現代まで、アイヌ民族としてひとまとめにはできない歴史を歩んできたことを特徴的に示していよう。そのため、本章ではとくに上川アイヌの近現代史についてみていただきたい。

上川アイヌの歴史において、重要な出来事としてあげられるのは、1899年から1934年にわたって争われた「近文アイヌ地問題」や、1964年の「北海道アイヌまつり」、1972年の「風雪の群像爆破事件」であろう。近文アイヌ地問題は、1899年に旭川に第七師団の移転が決定されたことに端を発し、上川アイヌの集住地であった近文の土地をめぐって様々な運動が展開された。また北海道アイヌまつりは、全道のアイヌの人々が一堂に会するものであり、このような行事は1931年の「全道アイヌ青年大会」以来のものである。それに加え、この北海道アイヌまつりがきっかけとなり、旭川において現在でも様々な儀式が執り行われている「伝承のコタン」が造成されている。1972年の風雪の群像爆破事件は、北海道旧土人保護法（以下、「旧土人保護法」）の存廃論争が行われているさなかの出来事であり、当初はアイヌの人々による犯行も疑われていた。この一連の事件がきっかけとなり、旭川独自の組織である旭川アイヌ協議会が結成されており、上川アイヌの歴史を語る上で欠かせない事件である。さらに、旭川市では戦前からアイヌ民芸品の生産が盛んに行われており、その民芸品の中には、北海道土産として有名な「木彫り熊」が含まれていた。木彫り熊の生産は北海道の八雲が数年先行していたものの、旭川市もその起源の一つとされる。

このようにしてみていくと、上川アイヌの歴史、とくに近現代史は戦前の民芸品生産から北海道アイヌまつりへ、という文化的側面と、近文アイヌ地問題から風雪の群像爆破事件、そして旭川アイヌ協議会の結成へという民族運動の側面とに大別することができよう。そこで本章ではこの2つの側面を中心にみていきたい。ただし、戦前の歴史に関しては、金倉義慧の『旭川・アイヌ民族の近現代史』（2006）や『新旭川市史』（1994, 2006, 2009）などの先行研究があるため、概略を述べるとどめ、とくに戦後について取り扱っていく。

史料として、『北海道新聞』、『北海タイムス』、『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』、『日刊旭川新聞』、『あさひかわ新聞』などを参照した。とくに、旭川市の地域紙として、『日刊旭川新聞』と『あさひかわ新聞』が存在している。『日刊旭川新聞』は、1959年10月3日に創刊され、1961年7月30日まで旭川市中央図書館に所蔵されている。また、『北海道地方新聞所在目録』によれば、8月1日以後休刊とされている。その後、少なくとも1974年5月に復刊してお

り、1992年11月に廃刊、北のまち新聞社による『あさひかわ新聞』に引き継がれている。

### 第1節 戦前——近文アイヌ地問題という独自性

まず、上川盆地のアイヌは、近文・永山・忠別川流域の3か所に散らばってコタンを形成していた（旭川市史編集会議編 1994: 766）。また、金倉（2006）によれば、これらの人々は自らをペニウンクル（川上に居る人）と呼び、現在の神居古潭よりも下流の人々をパナウンクル（下流に居る人）と呼んで区別していたという。このように、江戸時代まではそれぞれ異なるものとして存在していた。しかし幕末期になると、場所請負制度の下、漁獲量を増大させるため、場所請負人によって上川のペニウンクルたちが石狩場所へ半ば強制的に季節的な出稼ぎを強いられ、酷使される事態に発展していた。

明治期に入ると、その場所請負制度が徐々に解除されていった。しかし、1869年に開拓使が設置、上川盆地が石狩国上川郡とされると、兵部省石狩役所はペニウンクルたちに石狩への集団移住を命じている（金倉 2006）。これに対し、上川アイヌを統括する総乙名であるクーチンコロは石狩へ出向いて集団移住の命令に反対、決定保留の回答を引き出した。

このように、明治最初期においては上川のアイヌたちは強制移住を免れていた。しかし、開拓民が押し寄せてくるようになると、徐々にアイヌの伝統的な再生産活動を行うことが困難になり、追い立てられるように下流のパナウンクルたちが近文に移住していった。また、1887年に札幌から旭川への国道が開設され、それ以降の網走までの道路建設が着手されると、1890年に旭川・神居・永山村が設置され、和人の上川への入植が増加していった。その結果、徐々に上川アイヌのペニウンクルも近文に集住するようになっていく。このように、近文はそれ以前からすでにコタンとして存在していたが、明治初期から徐々にアイヌ民族の移住地としての様相を呈するようになっていった。

このように、近文がアイヌ民族の集住地のようになる中で、1877年に制定された北海道地券発行条例の運用方針が、一定の土地を「保護地」や「給与予定地」として官有地第三種として存置することとなった。近文周辺には「旧土人保護地」あるいは「給与予定地」約180町歩を設定、1894年にアイヌ36戸に一括して割り渡ししている。また、その状態はあくまで「予定地」であり、申し合わせ事項に過ぎず、官吏の胸先三寸でどうとでもなるような状態であった（金倉 2006）。それに加え、「旧土人保護地」のすべてが戸別に割り渡されたわけではなかったため、のちに第3次まで発生する近文アイヌ地問題に発展する要因となった（旭川市史編集会議編 2006: 705）。戦後に入る前にその前提として、この近文アイヌ地問題について言及しておきたい。

#### 第1項 1899年末から1900年5月：第1次近文アイヌ地問題

第1次近文アイヌ地問題の発端は、1899年に札幌にあった第七師団の旭川移転が決定したところにある。この当時は鷹栖村に所属していた近文周辺が、急速に市街地化していくこととなった。そして、大倉組が第七師団移転の費用の負担を応諾すると、そこから利潤を得るために道庁による近文の「旧土人保護地」（給与予定地）の貸下げ指令が必要になった。その際、商取引を通じて近文アイヌの人々の信用を得ていた和人三浦市太郎が仲介し、土地付与を願う書類と称して天塩地方への換地願書を示し、捺印させている。その換地願書を受け、道庁は北海道国有未開地処分法にもと

づき、近文の「旧土人保護地」の貸付指令を大倉組社長大倉喜八郎に対して発し、それと同時に近文アイヌに転居指令を出した。つまり、第七師団移転をきっかけに、大倉組と道庁が共謀して近文アイヌから「旧土人保護地」を奪い取ろうとしたのである。これに対し、「旧土人保護地」に小作権などをもっていた和人が反対、アイヌの留住運動を展開している。ここに、小作権などをもつ和人の運動である一方で、土地確保のためにはその土地で「保護」されているアイヌの意思と存在が必要であるという第1次近文アイヌ地問題の特徴が表れている（旭川市史編集会議編2006）。

最終的に上京運動までに発展しており、1900年にアイヌの留住が決定している。近文のアイヌにとっての一応の「勝利」ということになるが、道庁は土地の処分が中止されたのみで、換地願書と貸付指令、移転命令とが却下され無効となったわけではないと認識していた（旭川市史編集会議編2006）。そのため、「旧土人保護地」は官有地第三種のままで、「旧土人保護法」にもとづいた下付はなく、これが第2次の問題へと発展していく端緒となった。

## 第2項 1903年5月から1906年6月：第2次近文アイヌ地問題

第1次近文アイヌ地問題が一応の収束をみて以降、次のような三者の思惑が交錯するようになっていた。まず、もともとは浜益のアイヌで、第1次の際の上京運動にアイヌ語通訳として参加し、近文に移住していた天川恵三郎が一人目である。彼は、本拠地は近文に残しつつ、それ以外の土地を官に返還、そのかわりとなる土地とそこへの移転料の獲得、それをもって衛生・教育面で近代化することを目指していた。とくに1900年末には給与予定地（「旧土人保護地」）を担保に民間の融資を受け、それで開墾・衛生・教育などの近代化を図っていた。次に、栗山国四郎ら近文アイヌは天川を批判、移転そのものに反対している。また道庁は、近文の給与予定地を予定地のまま第七師団へと編入しようとしており、少なくとも「旧土人保護法」にもとづく下付を嫌っていた。

以上のような三者が様々な運動を展開する中、1900年に旭川に町制が施行され、1902年に近文は旭川町に属するようになっていた。1903年には天川の近代化策の最後の動きとして、川村モノクテを筆頭としたアイヌ38名（あるいは40名）による「移転嘆願書」が北海道庁あてに提出されている。そして、1904年1月29日に旭川町長に就任した奥田千春が、1905年7月26日に上川支庁長あてに「旧土人給与予定地処分の義に付申請」する文書を提出している。その申請は、給与予定地を旭川町に付与、アイヌ保護の義務を定める内容であり、要するに、給与予定地を町が一括管理しようとするものであった。そして、1906年に栗山国四郎らが立ち上げた「上川土人自治議会」「上川旧土人地整理事務所」を警察権力で妨害しつつ、一括管理が実現している。最終的に1907年、道庁から旭川町に満期を1932年として給与予定地が貸し付けられ、アイヌ43戸に対してその北縁部分、軍用鉄道引き込み線以北の区画が割り当てられた（図1-1参照）。その結果、忠別川流域のアイヌも近文への移住を余儀なくされている。

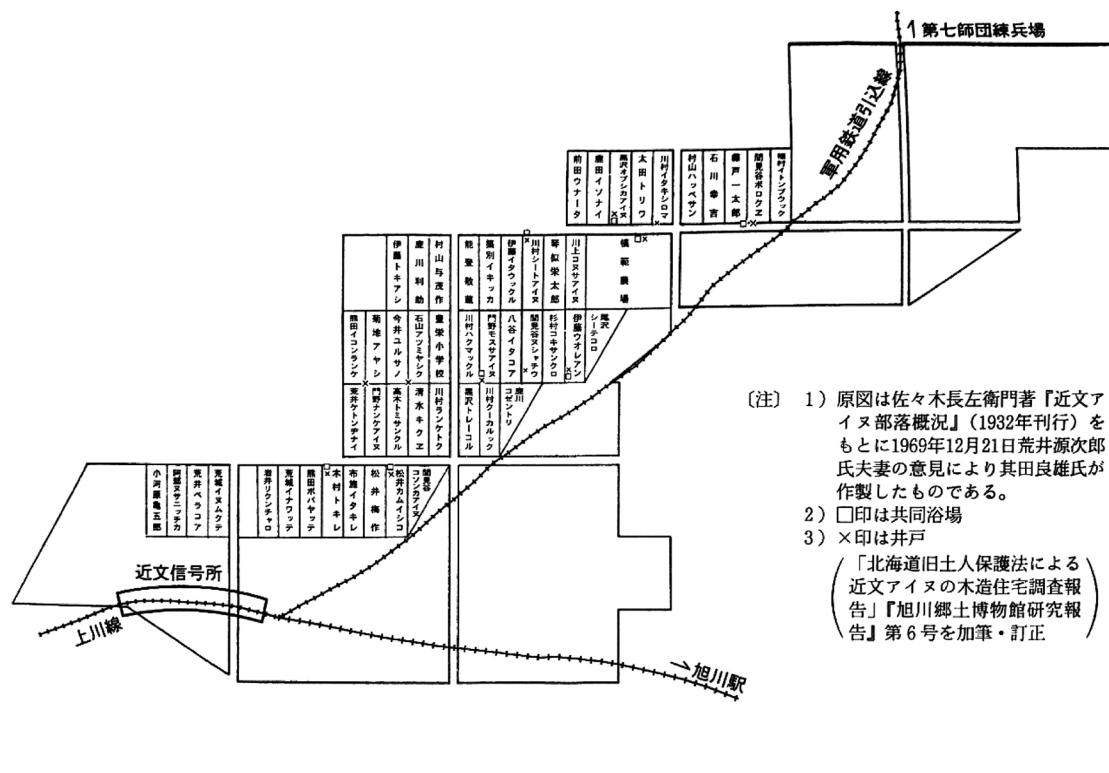


図1-1 近文アイヌ土地区画図（明治40年現在）  
出典：旭川市史編集会議編（2006）の839頁から引用。

### 第3項 1931年から1934年：第3次近文アイヌ地問題

第2次の近文アイヌ地問題が収束してから、旭川町は1914年4月に区制施行で旭川区になり、1922年8月に市制が施行され、旭川市となっていた。そして、道庁から旭川市への給与予定地の貸付の満期が近くなると、1931年8月に近文アイヌは集団で、各戸1町歩と共有地4町歩の下付申請書を道庁に提出している。しかし、同年12月に方針を転換し、近文アイヌが部落民大会を開催、給与予定地の全地である140町歩余の下付を申請・陳情することを決めている。それに対して道庁は現耕作地のみへの所有権付与という土地処分案をもっていたため、近文アイヌは全地の下付をあきらめざるを得なくなつた。最終的に、1933年に道庁・内務省・大蔵省は、近文アイヌ各戸へそれぞれ1町歩を国有未開地として無償下付し、残りの88町歩は近文アイヌの共有財産として道庁の直接監督下に設けられた「旧土人地管理委員会」の管理下に置く方針を決定した。そして、その方針を明文化した旭川旧土人保護地処分法が1934年に制定されることで収束している。その結果、近文アイヌはそれぞれ1町歩の地主となり、共有地管理委員会が発足している（旭川市史編集会議編2009）。

以上のように、第1次の問題においてはアイヌの意思を必要とした和人の運動であったが、第2次・第3次ではアイヌ独自の運動が展開されている。上述の運動に加え、水平社運動の影響を受け1926年に砂沢市太郎をリーダーに解平社が設立されている（竹ヶ原 1992）。しかし、解平社についてはほとんど史料が残されておらず、その実態についてはほとんど明らかにされていない。

#### 第4項 戦前における民芸品生産

それに加え、第七師団移転で急速に都市化が進み、訪問が容易であるという条件から、観光と民芸品生産がアイヌの貨幣獲得の手段となっていた。その嚆矢は第1次近文アイヌ地問題のころにあり、木村（1999）によれば、1900年には旭川に「山田集珍堂」があり、アイヌの民芸品を取り扱っていたという。また、明治末期から1920年代初頭まで、神崎四郎は神崎商店を開き、民芸品を取り扱っている。さらに、1913年の大凶作を受け、木工振興策を実施していた旭川区長の市来源一郎<sup>1)</sup>が、「旧土人保護」のためにアイヌの民芸品の生産奨励を行っている。具体的には、1917年に特別会計として旧土人保護費1,000円を計上し、民芸品生産のための材料仕入れの資金や運転資金の補助とし、また民芸品は区がいったん購入、販売するなど、生産の向上と価格の安定を図っている（木村 1999）。

1935年には旭川市社会課主導で「旭川アイヌ手工芸品組合」が結成されており、その帳簿によると1936年2月の取引件数は218件で、支払金額は494円1銭であり、出荷者は42名に上っていたという（旭川市史編集会議編 2009）。その中心は木彫り熊で、取引件数の過半数に及んでいた。金倉（2006）によると、旭川市におけるものの端緒は、松井梅太郎が「熊との格闘、あるいは巨熊との運命的な出会い」（金倉 2006）を動機に彫り始めたものであるという。その当初は豚熊と呼ばれるような粗悪なものであったが、旭川の彫刻家である加藤顯清を講師に迎えて1932年に開催された熊彫りの講習会に、松井梅太郎や川村カ子トらが参加するなどしている間に、今日みられるようなものになっていたという（木村 1999）。とくに松井梅太郎の作品は、1935年に陸軍北海道大演習が行われた際に、天皇に献上するまでになっていた（齋藤 2012）。また、この民芸品生産は上京運動の際の運動費捻出にも一役買っていた。

観光に関して、たとえば、いわゆる「アイヌ学校」として1910年に設立された上川第五尋常小学校<sup>2)</sup>には恒常的な見学者があり、皇族などの貴賓の来校があると、「熊祭り式」が挙行されている（旭川市史編集会議編 2006）。それに加え、第1次近文アイヌ地問題の際に上京運動で活躍し、「名士」と呼ばれるようになった川上コヌサのもとにも恒常的な訪問者があり、正確な時期は不明ではあるが、少なくとも第2次の問題の後に展示施設（アイヌ文化参考館）を建設している。

ただし、川上コヌサのアイヌ文化参考館は、現在の川村カ子トアイヌ記念館につながるものではないことに注意する必要があろう。川村カ子トによるアイヌ文化資料参考館<sup>3)</sup>ができたのは1933年である。川村カ子トがアイヌ文化資料参考館を造成したのは、川上コヌサの参考館の観光化や、木彫り熊等の粗製乱造に対する批判からであるという（金倉 2006）。ただし、正確な時期は不明であるが、大戦中に川上のアイヌ文化参考館は雪の重みで倒壊（金倉 2006）、1944年に川村のアイヌ文化資料参考館も焼失している。

#### 第2節 戦後①——旭川におけるアイヌ文化振興

##### 第1項 戦後における民芸品生産

まず、1964年に行われた「北海道アイヌまつり」に至る文化的側面をみていくたい。これが行われる背景には、戦前から連綿と続いてきた、旭川のアイヌによる観光業、とくに民芸品製作が発展していたこと、その発展の中の重要人物としてのちに市長となる五十嵐広三という和人がい

たことがあげられよう。戦後直後においてすでに高橋正三という和人による梅鳳堂という画材や美術品・工芸品の専門店が存在しており、アイヌ民芸品が取り扱わっていたが、五十嵐はそこをたまり場にしていた美術青年の一人であった。彼が旭川のアイヌと関わりをもつようになったのは、このころからであると考えられる。

木村（1999）によると、太平洋戦争の最中には民芸品の生産に従事すれば非国民とされるような状況であり、旭川のみならず八雲でも生産が停止するような状況であった。八雲ではそのまま1960年代半ばまで生産が停止していたが、旭川では敗戦後進駐していたアメリカ兵が土産品や実用品として民芸品や木工品を求めるようになり、生産が再開するようになっていた。その中で、たとえば梅鳳堂の高橋正三の尽力によって、1947年11月に北海道民芸協会旭川支部が結成され、1948年2月には旭川アイヌ民芸協団が結成されるなど、より組織的に民芸品製作が行われるようになっていく。ただし、この状況は1950年に勃発した朝鮮戦争でアメリカ兵が出動するようになると、徐々に収束していった。

アメリカ兵に対する需要が落ちてくると、そのまま民芸品生産も下火になるかに思われたが、それと入れ替わるように北海道観光が増加することで、民芸品生産が持続していくこととなる。北海道観光の増加に関して、1956年7月4日付『朝日新聞』朝刊には「北海道は観光ブーム／涼しさが魅力／空路は予約で満員」という記事が掲載されている。これによれば、「“内地”から道への観光客は延べで年間約70万人といわれるが、年ごとに約1割ふえている」という。さらに、「札幌、稚内、函館、旭川など、主な市で小型セスナー機を飛ばし遊覧に当てており、これも大当たり」と報じている。このように観光客が増加したためか、1951年6月には川村カ子トがアイヌ記念館を再建<sup>4)</sup>している（金倉2006）。

また、木村（1999）によると、木内綾は羊毛を素材としたユーカラ織を作り出し、1952年ごろ主婦の内職としてこれを提案しており、様々なものが民芸品として生産されるようになっていた。そして1953年に、和人とアイヌが協調し、アイヌ民芸品を家庭の内職として生産する企業組合北海民芸舎が組織され、理事長に五十嵐広三が就任している。木村（1999）によれば、その組合加入者は主婦を中心に2,000人以上であり、アイヌ民芸品の生産は、もはや和人・アイヌの区別なく、旭川の産業と化していた。最終的に、1964年ごろの近文では、6軒に1軒は自家用車を持つようになっていたという（木村1999）。

そして、1960年4月19日付『日刊旭川新聞』によれば、民芸土産品研究会<sup>5)</sup>の会長に五十嵐広三が就任している。その事業計画として、「木彫り、塗装、デザインなど各技術講習会の開催や近文地区に約十石ぐらいの容積の共同乾燥場を設けて生産の合理化をはかり、生産品の種別ごとに各グループ活動を行ない技術の向上と経営の合理化を研究するとともに各自が作品を持ち寄つて研究発表会と市内の木工関係企業を○○（視察か？）して今後の参考とする」（括弧内筆者）ことをあげている。そして、五十嵐広三自身も、次のように述べている。

戦後、観光ブームの波にのって郷土民芸みやげ品がクローズアップされはしたもの、そのころはまだ製作者であるアイヌのひとびとの立場は弱かった。シーズン中は、それなりの価格で買いとられる製品も、冬場になると仲買人にひどく買いたたかれた。旭川の新しい産業として、民芸品を育成、振興すべきだと考えていたわたしは、幾人かの画家たちとかたらい、アイ

ヌのひとびとと企業組合をつくり、市から資金の貸しつけを受け、通年一定価格で製品を生み出すことをした（五十嵐 1970: 212）。

以上のように、高橋正三や五十嵐広三をはじめとした和人の力を借りながら、アイヌ民芸品生産は旭川の産業となっていました。ただし、このような盛り上がりをみせた民芸品生産の商業主義を批判したアイヌも存在していた。たとえば川村カ子トは、1957年に「アイヌ民藝は賣物ではない」という論考を著している（川村 1957）。また、このようなアイヌ文化を「売り物」にする人々は「観光アイヌ」と呼ばれ、当時から相当な批判がなされていた。

## 第2項 北海道アイヌまつり

北海道アイヌまつりについて、五十嵐広三は民芸品生産によるアイヌとの関わりの中でその構想をもつようになったと述べている。自著によれば、「『旧土人保護法』的イメージのなかで解体していくこうとしているアイヌ文化と芸術を、現代に呼びもどし再生させることによって、アイヌのひとびとを、人間の全体性において回復すること」（五十嵐 1970: 215）を考えるようになっていたという。そして、1963年4月に五十嵐広三が市長に就任し、1964年2月の市議会における「昭和39年度市政の方針」のなかで、北海道アイヌまつりの方針を正式に明らかにしている（五十嵐 1970: 234）。

ただし、この計画をアイヌの人々のすべてが好意的に受け入れたわけではなかった。たとえば、北海道ウタリ協会が「見世物的」としてこれに反対している（1964年6月17日付『北海道新聞』全道版）。そのため、旭川のアイヌにおける有力者であった川村カ子トや尾沢カンシャトク、地元の「アイヌ研究家」などが各地に出向き、反対者に趣旨を説明するなどの活動が行われていた。そのような活動が功を奏し、全道各地からアイヌ民族約200名（村上 1971: 21）が集まつたようである。また、当初は反対していた北海道ウタリ協会の会長である野村義一も北海道アイヌまつりに参加している。ただし、北海道ウタリ協会が共催しているわけではなく、後援・協賛の中にも北海道ウタリ協会はみられない。

以上のような活動に加え、1964年5月に近文でアイヌ文化保存会が誕生、会長に川村カ子ト、副会長に尾沢カンシャトク、間見谷喜文が就任、7月1日に行われた役員会で「ウポポ（踊り）」（ママ。本来は座り歌を意味する）の講習を第一の活動にすることを決めている（1964年7月3日付『北海タイムス』）。この文化保存会は、北海道アイヌまつりのために結成されたものではない、と報道されているが、少なくとも北海道アイヌまつりをきっかけに結成されたのは間違いないだろう。事実、北海道アイヌまつりの主催の中に、アイヌ文化保存会の名が記されている。

以上のような活動の結果、1964年8月7日から11日の5日間、北海道アイヌまつりが開催された。北海道アイヌまつりのパンフレットによると、主催は記載されているものの上から順に旭川市、旭川商工会議所、旭川観光協会、アイヌ文化保存会であり、後援は、北海道、北海道観光連盟、国鉄北海道支社、北海道新聞社、北海タイムス社、NHK・HBC・STVとなっている。また、協賛したのは、おおよそ旭川の企業や飲食店、観光業者となっており、一部サッポロビールなどの大企業の名もみられる。

北海道アイヌまつりの詳しい日程は次の表1-1のとおりである。パンフレットや新聞報道に

よれば、8月7日から11日の5日間となっているが、五十嵐広三は自著において、「参加者の都合もあることだからと、残念だけれども会期を3日間にしほることにした」（五十嵐 1970: 223）と述べている。そこで実施された行事の中身を見ると、「アイヌ生活、文化、福祉の向上と、アイヌ文化の保存伝承をテーマとする会議」（旭川市 1964: 20）である「北海道アイヌ会議」に始まり、7日から9日は様々なアイヌの儀式が行われている一方で、10日と11日に関してはコンクールや実演、審査会となっており、どちらかといえば「見世物」としての要素が強くなっていることがわかる。これをふまえると、「北海道アイヌまつり」の主な行事は7日から9日であり、残りの2日間はあくまで補足的な位置づけだったのではないだろうか。

表1-1 北海道アイヌまつりの日程

期日	曜日	行事名	時間	会場
8月7日	金	北海道アイヌ会議	13～15時	公会堂
		金田一先生講演会	15～16時	公会堂
		ユーカラ発表会	16～18時	公会堂
		アイヌ先祖まつり	19～21時	常磐公園
8月8日	土	アイヌパレード	13～16時	市内一円
		イオマンテ	18～22時	常磐公園
8月9日	日	アイヌの舟下し式	13～15時	石狩川旭橋下流
		丸木舟競技会	15～17時	石狩川旭橋下流
		アイヌウボボ芸能コンクール大会	19～22時	常磐公園
8月10日	月	アイヌ木彫コンクール 民芸品製作実演	10～17時	体育館
8月11日	火	天然記念物指定 北海道犬認定審査会	13～16時	常磐公園
8月7日 ～11日	金 ～火	北海道アイヌ文化資料展	10～17時	商工会議所
		アイヌ民芸品展示即売会	10～17時	丸井百貨店
		北海道アイヌ写真コンテスト	会期中	丸井百貨店
		アイヌ料理と味覚の会	会期中	丸井百貨店
		アイヌ文化遺跡めぐり	午前午後 各1回	観光バス利用

出典：北海道アイヌまつりパンフレット（旭川市 1964）より作成

北海道アイヌまつりが終わった1964年8月12日、『北海道新聞』・『北海タイムス』旭川版はどちらも成功と報道している。その成功の理由として、『北海道新聞』は、アイヌまつりを通じて参加者のアイヌ民族が文化への誇りを感じ始め、継承の機運が高まったことをあげており、『北海タイムス』はごく単純に参加者のアイヌ民族が喜んだことをあげている。また実際に1964年8月12日付『北海道新聞』旭川版によれば、会期中延べ約10万人が訪れたという。

しかし、『北海道新聞』旭川版だけでなく、同日付『北海タイムス』旭川版も人出が少なかったと報道している。その理由として仙台市「たなばたまつり」、青森市「ねぶたまつり」と同時だった点、本州方面へのPRの遅れにより観光旅行団が組織されなかった点を『北海道新聞』旭川版はあげている。「祭典に集まったウタリからはこれからも毎年継続して旭川で開いてほしいという声が強かった」と『北海道新聞』旭川版は報道しているが、人出が少なかったことを理由に

両社ともに継続開催に疑問を投げかけている。そして最終的に、第2回目は開催されていない。

### 第3項 伝承のコタン造成

このようなアイヌまつりを経て、五十嵐広三は伝承の場としての「伝承のコタン」造成を計画していった。いつ頃から計画されていたかについては明らかではないが、五十嵐は『市民運動の証言』で、アイヌまつりのユーカラを聞きながら、「心の中ではしきりと、こうしたおじいさん、おばあさんがいつでも気軽に集まってきて、ユーカラを語り、楽しむことができる場、そして、それらを継ぐひとが生まれてくるような場を、どうしてもつくらなければならないと、自分に言い聞かせていたのである」（五十嵐 1970: 224）と述べている。この『市民運動の証言』が1970年出版であることを考えると、多少の美化はあるとはいえ、実態に即したものと考えてよいだろう。最終的に、1969年の予算で正式に造成計画を市議会に提出し、造成が開始されている（五十嵐 1970: 244-6）。その中で「伝承のコタン」は、観光地ではなく伝承の場として造成することが非常に強く強調されている（五十嵐 1970: 248-9; 1969年11月22日付『北海タイムス』旭川版）。これは、当時の「観光アイヌ」批判の声をふまえてのことであろう。

そして、1969年11月下旬に尾沢カンシャトクがポンチセ（小さなチセ）を完成させ、「吉式豊かに落成式」（チセノミ）を行っている（1969年11月22日付『北海道新聞』、『北海タイムス』旭川版）。さらに1970年6月26日付『北海道新聞』旭川版は、残りのポロチセ（大きなチセ）1棟、ポンチセ3棟、そして資料館を9月までに完成させる予定と報じている。

ただし、1972年6月8日『北海道新聞』全道版は、7日に開かれた都市観光再開発会議の席上で、川村カ子トが反対したとしている。川村カ子トが反対した理由は、過去に「アイヌ村」構想を旭川市に提示した<sup>6)</sup>際には、耳を貸さなかったにもかかわらず、「いまになってアイヌ人に断りもなく“伝承のコタン”を造っても、協力はできない」というものであった。そのせいか、チセ5棟の計画（五十嵐 1970: 247）が、現在は3棟しかない。しかし続報等がないため、真偽のほどは不明である。

以上に加え、1974年には「伝承のコタン」において、旭川アイヌ協議会がクーチンコロ顕彰碑の建設を開始したことを報じている（1974年11月27日付『北海道新聞』旭川版）。クーチンコロは、1869年に上川アイヌに出された石狩への集団移住の命令に反対し、決定保留の回答を引き出した人物であり、いわば上川アイヌの英雄の一人である。その顕彰碑の総工費約220万円の内、100万円が市の助成（1974年度予算）、協議会員の寄付が90万円確保されており、残る30万円を市民の寄付で賄う予定とされている。無事に市民による寄付が集まり、1975年3月21日付『北海道新聞』全道版によると、1975年3月22日除幕されている。

### 第3節 戦後②——旭川におけるアイヌ民族運動

#### 第1項 風雪の群像と「旧土人保護法」をめぐる議論

冒頭で示したとおり、旭川のアイヌ民族の戦後史を考える上で欠かすことができない出来事が、風雪の群像爆破事件である。風雪の群像は、北海道アイヌまつりを経た1968年8月、北海道開拓百年に際し、更科源藏らが「北海道開拓記念碑『風雪の群像』をつくる道民の会」を結成し、本郷新に依頼することで制作がはじめられた。本郷新記念札幌彫刻美術館の作品紹介によれ

ば、その趣旨は次のとおりである。

北海道開拓百年を迎える1969年、様々な記念事業が行なわれました。その一つとして北海道主導により、札幌大通公園に《ホーレス・ケプロン像》、《黒田清隆像》がそれぞれ1967年に設置されます。

それに対し、民間の手で名も無き開拓者をたたえ記念碑を作ろうという運動が1968年8月に起こりました。これは、一部の指導者だけではなく、北海道百年の土台となって働いてきた人たち、名もなく土に埋もれた先人たち—農民、漁民、抗（ママ）夫、アイヌの人たち、さらに流刑の囚人たちも含めた人たち—の労苦をたたえ、記念するとともに新しい未来への展望をあらわそうというものでした。（本郷新記念札幌彫刻美術館 作品紹介 風雪の群像 <http://www.hongoshin-smos.jp/collection.html>: 第1, 2段落）

このような主旨で作られた「風雪の群像」であるが、1970年に最終構想が公開された後、作家の三好文夫は作者の本郷新に対し、アイヌの老人が片膝をついているフォルム（図1-2左）が差別にあたるとして、『郷土誌あさひかわ』紙上で、公開質問状を出している。それに対して、制作者の本郷は「岩に腰かけて堂々と和人を開拓にみちびく姿だ」（1970年5月25日付『北海道新聞』全道版）、「開拓の先導者という意味で目立つように姿勢を低くしたもの」（1970年5月28日付『朝日新聞』）と反論している。その後も差別的かどうかの議論が続けられ、最終的にアイヌの老人が切り株に腰かけるようなポーズ（図1-2右）に変更され、1970年8月29日に除幕された。ただし、旭川のアイヌの多くは「無関心」であったとの報道もあることに注意すべきだろう（1972年10月25日付『北海道新聞』旭川版、1973年10月22日付『北海道新聞』全道版）。一方で、1970年5月25日付『朝日新聞』では、当初はひざまずく造形を知らなかったアイヌが、「一度このことを知ると『ひざまずかせた理由を聞きたい』と反感があらわれた」と報道している。アイヌをめぐる「外野」の争いであった可能性も捨てきれないが、『朝日新聞』の報道のように、当時のアイヌの多くが「知らなかった」というのが実態に近いのではないだろうか。

図1-2 風雪の群像のアイヌ像の試作品（左）と修正後の風雪の群像（右）

出典：1970年5月18日付『朝日新聞』より引用。



以上のような風雪の群像をめぐる議論だけでなく、この時期には「旧土人保護法」についての

議論も盛んに行われていた。「旧土人保護法」存廃論争の先鞭となったのは、1970年4月、旭川人権擁護委員会の理事会が1970年度の重点課題として、アイヌの人権問題に取り組むことを決議したことである（1970年6月27日付『北海道新聞』旭川版）。それに加え、旭川市も旭川村の開基80年を機会に廃止運動を開始、1970年6月4日の全道市長会でこのアピールが決議された。しかし、これらの運動に対し北海道ウタリ協会が6月17日の総会で反対を決議した（1970年6月24日付『朝日新聞』）。その理由として、「法を生かし、もっと手厚い保護が受けられるようにすべき」（1970年6月24日付『朝日新聞』）と述べている。

このような北海道ウタリ協会の反対の結果、6月26日に旭川人権擁護委員連合（総）会では、「『ウタリ協会の考え方を無視すべきではない』『もはや政治問題化しつつもありもっと慎重に』」という意見から、「撤廃」ではなく、「少なくとも改正が必要」としている（1970年6月27日付『北海道新聞』旭川版）。また、同日付『朝日新聞』は、「『道は廃止の方向で措置を講ずべきで、すくなくとも改正は必要だ』とう（ママ）趣旨の決議」と報道している。いずれにしても、即時撤廃のような強い論調ではなく、少なくとも改正すべきという論調になっていたのは間違いない。

全体に、旭川市や旭川人権擁護委員連合（総）会が、アイヌの意見を無視して運動しているかのように報道されている。しかし、東村（2006）が詳しく述べているとおり、アイヌの人々の中には、戦前から旧土人保護法の廃止を訴えている者がおり、戦後もとくに荒井源次郎などが廃止の投書などを行っている点に注意が必要であろう。旭川アイヌ協議会結成後も廃止の意見を貫いている（1982年5月22日付『北海道新聞』全道版）。

## 第2項 風雪の群像爆破事件

そして、1972年10月23日、風雪の群像が爆破され、北海道大学のアイヌ資料ケースも同時に放火された。以上のような風雪の群像と「旧土人保護法」の差別性をめぐる2つの議論が旭川を中心へ巻き起こっているさなかであったため、アイヌによる犯行も疑われていた。たとえば、事件後の1972年10月24日付『北海道新聞』全道版は、風雪の群像が差別的であるという批判の存在、8月25、26日に行われた文化人類学会に対してアイヌ民族からの抗議があったこと<sup>7)</sup>、「日高地方で過激派グループとみられる一部若者がアイヌ系住民に接近している、との情報」から、「アイヌ民族を意識した犯行」と報道、アイヌによる犯行を示唆している。

実際に、捜査当局は新左翼の過激派説とアイヌ犯行説の両面から捜査していたようだ。たとえば1972年10月27日付『北海道新聞』全道版は、アイヌ犯行説の不安を訴えるアイヌ民族の声を報道している。くわえて後に旭川アイヌ協議会の会長となる門別薰も捜査を受けたと語っている（『エカシヒチ』編集委員会 1983: 39）。

以上のような疑いの目に抗議する形で、10月26日に近文アイヌ44名（1972年10月30日付『北海道新聞』全道版によれば近文アイヌの8割にあたる44世帯）が集会を開き、27日に抗議声明の要旨をまとめ、28日に決議表明することを決めたと報じられている（1972年10月27日付『北海道新聞』全道版）。旭川アイヌ協議会の結成の日付は、おおむねこの3日間と報道されており、若干の振れ幅がある。1972年10月29日付『朝日新聞』は28日に旭川アイヌ協議会が結成されたと報じており、決議表明の際に正式に協議会の結成が発表されたのだろう。いずれにしても、これらの

事件がきっかけとなって旭川アイヌ協議会が結成されたのは間違いない。また、1972年10月29日付『朝日新聞』は、アイヌ協議会が「旧土人保護法」の撤廃を運動の目標として掲げていることを報じており、「旧土人保護法」をめぐる議論と、風雪の群像爆破事件、そしてアイヌ協議会結成という出来事の関係性を表していよう。

その後、1974年7月31日、復元像が公開され（1974年8月1日付『北海道新聞』全道版）、1977年11月末に常磐公園に復元像が設置された（1977年11月28日付『朝日新聞』）。『朝日新聞』の当該記事によると、群像の背後にあったレリーフが取り除かれた以外はそのまま再建されている。それに対し、砂沢ビッキは11月19、20日に仲間と共に復元反対のビラ配りを行っており、「若々しく大自然をうたった四体の和人像に比べ、コタンの木株に腰かけたアイヌの老人像はアイヌ民族を過去のものとして位置づけ、差別観念を固定化している。もしアイヌ像を再建するならば、アイヌみずから手によって創造し、建設されるべきである」と主張している。最終的に、風雪の群像爆破事件は「東アジア反日武装戦線」のグループ「狼」による犯行と断定されている（1975年5月28日付『毎日新聞』、『北海道新聞』全道版）。

### 第3項 旭川アイヌ協議会の運動

以上のような顛末をたどった風雪の群像爆破事件をきっかけとし、旭川アイヌ協議会が結成されたわけであるが、旭川アイヌ協議会は「旧土人保護法」撤廃を運動目標として掲げるのみならず、様々な形で差別反対の運動を展開している。たとえばまず、戸籍問題があげられよう。1972年11月22日付『朝日新聞』は、「旭川市のアイヌの人たちの戸籍に『旧土人給与地で出生』と記載があることが、このほど同市で開かれた全道各地のアイヌ系住民の集会で明らかとなった」と報じている。そして、結婚や就職などにおいてこの戸籍が差別をもたらしていたという声が報告されたため、旭川市と法務省に削除を働きかけている。最終的に、1972年11月10日付『北海道新聞』全道版によると、12月5日に法務省から「戸籍が古くなって滅失の恐れがあるものは再製してもよい」という理由で許可され、12月9日に「旧土人給与地」という記載のある31件の戸籍の再製を終えている。

運動のきっかけとなった「集会」についての詳細は不明であるが、『朝日新聞』は「全道各地のアイヌ系住民の集会」としている一方で、『毎日新聞』は「アイヌの人たちの集会」としているのみで、「全道各地のアイヌ系住民」による集会であったかどうかは疑わしい。また『北海道新聞』は、「旭川アイヌ協議会の民族べつ視の屈辱的表現の削除要求」があったことを報じており、やはり旭川アイヌ協議会が中心となった運動であった可能性が高い。

また、いわゆるアイヌ差別裁判に対して運動を展開している。アイヌ差別裁判とは、1974年5月23日、静内町で起きたアイヌによる殺人事件の裁判であり、同年7月15日に開かれている。その際、弁護人は被告人を「アイヌ人であり“日本人でない”」と位置づけ、「日本人が北海道全域を勝手に領土と呼んでいるに過ぎない」と主張し、「事件は外国人の国外犯に該当する。したがって刑法の適用はできない」として控訴棄却を要求した（1974年7月16日付『北海道新聞』全道版）。そのため、新聞紙上で議論が巻き起こった<sup>8)</sup>。

弁護人が、「アイヌは日本人ではない」としたことに関して、直近にあった類似の裁判の判決を参考にしていると考えられる。その裁判は、1972年10月20日、東京都で殺人事件があり、その

第二審で被告人が殺人の動機としてアイヌ民族差別をあげ、6月27日の判決で第一審よりも半年短い懲役4年6か月となったものである（1974年6月28日付『北海道新聞』全道版）。その最終弁論の中で「そもそもアイヌ民族を支配し、排除したり抑圧し続けてきた国家がアイヌの人を裁けるかどうか最も極めて疑問だ」（1974年5月31日付『北海道新聞』全道版）と述べられており、1974年のアイヌ差別裁判における弁護人はとくにこの最終弁論を参考にしたのではないだろうか。

それに対し、1974年7月19日に旭川アイヌ協議会は緊急役員会を開き、弁護人に「私たちは国籍もある」「『このような裁判を続けることはアイヌに対する差別感を助長することになる』と判断」し、弁護人に抗議文を送付（7月21日付『北海道新聞』全道版）することを決定、8月19日に送付している。その中で「アイヌだからといって特別扱いせず、和人同様の裁判を行ってほしい」と要望した。当時会長だった門別薰も、「殺人の動機にはアイヌとしての差別感はなかった、と聞いているし、アイヌだからといって特別扱いにしたらかえってアイヌに対する差別感を助長することになる」と発言している（1974年8月20日付『北海道新聞』全道版）。

このような、アイヌを特別扱いすることを嫌う旭川アイヌ協議会の姿勢は、ウタリ対策費にも向けられている。1974年12月8日付『北海道新聞』全道版によると、これまでアイヌ協議会がウタリ対策費を「差別的な保護法に基づいたヒモ付き資金」とし、「アイヌを和人と区別したこの種の資金は無用。それだけの金を出すなら、道や市町村の既存の融資制度わく（ママ）を広げるべきだ」として受給を拒否していた。しかし同記事は、1974年11月半ば、旭川アイヌ協議会の一部の10人余りがウタリ協会旭川支部を結成、住宅資金や就学資金などのウタリ対策費を受給する姿勢を示したことを報道している。そのため12月8日ごろ、ウタリ協会旭川支部の結成に際し、アイヌ協議会は緊急役員会を開き、ウタリ対策費の窓口になる方針に転換することについて協議したという。いかなる結論を見たかについては新聞等の史料では見当たらないが、ウタリ協会がウタリ対策費の窓口になっていたこと、アイヌ協議会が窓口になっていたことがうかがえる。このように、先述した旧土人保護法の存廃だけでなく、ウタリ対策費をめぐっても、アイヌ協議会と旭川アイヌ協議会との潜在的な対立を見出すことができる。

北海道ウタリ協会が旧土人保護法に対する姿勢を変えたのは、1984年の定例総会で「アイヌ民族に関する法律（案）」の承認を受けてからである（1984年5月28日付『北海道新聞』全道版）。当該記事は、野村義一會長が「旧土人保護法の即時廃止などをめぐって47年に分裂した旭川アイヌ協議会にたいしては『新法制定をきっかけに合体できるし話し合いを進めている』と語った」ことも報じており、北海道ウタリ協会と旭川アイヌ協議会とが対立していたこと、北海道ウタリ協会には合体の意思があったことがいまみえる。

しかし、荒井源次郎は「私たちは差別をなくせといっているのに、新法でまた壁を作りはしないか」と述べ、当時の旭川アイヌ協議会会长間見谷喜昭も「差別といえば、朝鮮、中国の人たちの存在もわすれてならない。日本にはいろいろな人種が住んでおり、政府や国民が少数民族の歴史を正しく認識していれば新法は必ずしも必要ではない」と述べている（1988年3月23日付『北海道新聞』全道版）。その結果、「合体」の話し合いは決裂したようだ。

最終的に1997年にアイヌ文化振興法が可決した際に、旭川アイヌ協議会は、3月15日に「今回の原案はアイヌだけを優遇することになる先住権が盛り込まれない見通しで、アイヌ文化の振興

などを中心にしているため」、反対の立場から賛成していく方針に転換した（1997年3月16日付『北海道新聞』全道版）。ただし、ただちに北海道ウタリ協会と合体するということには至っておらず、現在でもそれぞれ別の組織として存在している。

最後に旭川のアイヌの運動としてあげられるのは、遺骨問題である。遺骨問題とは、様々な大学や博物館が研究目的で保管しているアイヌ民族の遺骨の返還を求めるもので、とくに北海道大学が中心的に批判を受けているものである。この問題が最初に新聞で取り上げられたのは、1983年1月26日付『北海道新聞』全道版であろう。当該記事は、25日に北海道ウタリ協会が北海道大学に対しアイヌ民族の遺骨の返還、納骨堂の建立、年一回の慰靈祭開催を申し入れたことを報じている。とくに旭川・釧路の2地区では、協会員の希望から、納骨堂での供養ではなく返還を要求しており、1983年12月8日付『北海道新聞』全道版では、江別も返還を要求している。さらに同記事では、「『貴重な研究資料であり、今後も保管したい』『大学は法律上いかなる宗教活動も禁じられている』『学術研究以外は非公開』」という北海道大学のこれまでの態度を報じ、折衷案として医学部の研究施設として納骨堂が国費で建設されるとしている。その後1984年に納骨堂が完成してから、毎年8月にアイヌ伝統の先祖供養であるイチャルパが開催されている。

そして1986年から、ウタリ協会旭川支部（そのほか、釧路・帯広支部など）が北海道大学から遺骨の返還を受け始めた（2001年9月4日付『朝日新聞』）。しかし、2013年に北海道大学の調査で2人分の遺骨と副葬品の返還漏れが発覚、旭川アイヌ協議会が返還を求めていたが、話し合いが進まず2017年7月13日に提訴されている（2017年7月14日付『毎日新聞』）。2018年5月30日付『毎日新聞』によると、最終的に、訴訟を通じて判明した1人分の遺骨を加えた計3人分と副葬品を返還、北海道大学が搬送や埋葬の費用も負担するとして2018年5月29日に和解した。

## おわりに

以上のように、文化的側面として、明治・大正期から民芸品生産が行われ、1960年代から文化振興が行われていたこと、民族運動の側面として旭川独自の運動が戦前から存在していたことが旭川のアイヌの特徴であるといえよう。最後にこの2つの側面を時系列に沿って整理していく。とくに戦後に関して詳しくみていくと、1970年代を画期に変化していったということができる。

まず戦前については、第七師団の旭川移転とともに、近文アイヌ地問題が勃発、アイヌの意思を必要とした和人の運動（第1次近文アイヌ地問題）から、土地確保のためのアイヌ民族運動（第2次・第3次近文アイヌ地問題）へと発展していった。それに加え、第七師団移転は旭川の急速な都市化を生み、観光と民芸品生産がアイヌによる貨幣獲得の手段へと成長していった。これは、近文アイヌ地問題の際の上京運動の費用捻出の手段ともなっており、旭川における民族運動を支えていた。

戦後すぐにおいては、アメリカ兵の需要によって民芸品生産が再開し、北海道観光ブームによって民芸品生産が発展していた。また、その生産に多くの和人が参加しており、アイヌ・和人を問わない旭川の産業となっていた。ただし、このような商業化しているアイヌ文化は「観光アイヌ」とされ、当時から批判が行われていた。近文アイヌの有力者である川村カ子トもこの商業化を快く思っておらず、1957年に「アイヌ民藝は賣物ではない」という論考を著している。

その中で、アイヌ文化に注目が集まるようになり、旭川市長となった五十嵐広三の指揮によって北海道アイヌまつりが1964年に開催された。その際に、川村カ子トが趣旨説明に奔走していること、当初「見世物的」として反対していた北海道ウタリ協会会长の野村義一が最終的に参加していることから、この北海道アイヌまつりが「観光アイヌ」批判をふまえ、商業主義的側面を脱却しようとしていたことが示唆される。このような動きは「脱観光化」と呼ぶことができよう。ただし、当時の北海道新聞社、北海タイムス社は観光的な側面を強調しており、まつりの観光客の少なさを理由に継続開催に対して疑問を投げかけている。北海道アイヌまつりの後援であるこの2社が、観光的な側面を強調している点からみると、完全に「脱観光化」できたとはいがたい。だからこそ、その後の1969年から造成された伝承のコタンでは、伝承の場であって観光地ではないことが強調されていたのではないだろうか。

またその翌年の1970年には、風雪の群像をめぐる議論と「旧土人保護法」の存廃論争が行われている。とくに、「旧土人保護法」存廃論争は旭川のアイヌは廃止を、北海道ウタリ協会が存続を訴えた点に特徴がある。その理由として、旭川では近文アイヌ地問題が原因となって同法による土地確保が行われていなかったが、ほかの地域では1.5町歩という狭隘なものであっても土地確保が行われていたという歴史的な違いを指摘できる。また、この当時は民芸品生産がピークを迎えており、民芸品生産という経済的基盤を持つ旭川のアイヌにとって、特別な福祉政策が必要なかつたという点も理由としてあげられよう。

以上のように、戦前から1970年代ごろまでは、観光業や民芸品生産がアイヌ民族運動を経済的に支えてきたといえる。くわえて、旭川ではその観光業の中でアイヌ文化が実践されており、1964年に北海道アイヌまつりが行われている。これをふまえるならば、1970年代ごろまでは観光業が文化継承をも支えていたといって差し支えないだろう。ただし、観光業が文化継承を支えたということは、旭川のアイヌ文化が観光の影響を受け、変質したことを意味している。たとえば、民芸品生産の中心となった木彫り熊は、熊の全身像であるが、八雲や旭川で作られ始める前には見られなかつたものである。

1970年代以降、旭川のアイヌは風雪の群像爆破事件とそれにともなう一連の事件をきっかけに旭川アイヌ協議会を結成しており、様々な反差別の運動が展開していった。その運動に貫徹しているのは、アイヌに対する特別視やそれにもとづく政策などを、差別を助長するとして拒否する点である。たとえば、1974年のアイヌ差別裁判の際の「アイヌだからといって特別扱いにしたらかえってアイヌに対する差別感を助長することになる」という発言や、北海道ウタリ協会が1984年に「アイヌ民族に関する法律（案）」を打ち出した際の「新法でまた壁を作りはしないか」というコメントにも表れている。そしてウタリ対策費を拒否するなど、具体的な態度にも表れている。

1970年代以降の文化実践を見していくと、「脱観光化」という動きが強く表れていることがわかる。たとえば、まず1975年5月14日に伝承のコタンでイヨマンテ（熊送り）の一般公開が行われている（1975年5月15日付『北海道新聞』全道版）。また、北海道アイヌまつりをきっかけに1964年8月ごろに作られた近文生活館（1964年8月12日付『北海道新聞』旭川版）で、1976年3月19日からアイヌ工芸展が開かれている（1976年3月18日付『北海道新聞』全道版）。さらに、1983年2月1日にアイヌ民族の自然観を学ぶための講座が開かれた（1983年2月2日付『北海道

新聞』全道版）。1984年12月27日付『北海道新聞』全道版は、翌年1月15日から3日間のイヨマンテを近文においてアイヌだけで行うことを決めたと報じている。「脱観光化」という動きはとくに、1975年のイヨマンテが一般公開されている一方で、1985年のイヨマンテはアイヌだけで行われ、一般公開されていないことに象徴される。

1970年代以降はより強く「脱観光化」した文化継承の実践が行われるようになり、旭川アイヌ協議会を中心とした反差別の運動が展開されている。この「脱観光化」の背景となった「観光アイヌ」批判には、和人による差別的なまなざしを指摘することができる（東村 2006）。すなわち、和人による批判の根底に、アイヌ文化は同化してしまって失われているとする同化主義的な差別観が存在している。そうであるとするならば、「観光アイヌ」批判に対して、「脱観光化」していく動きは、そのような同化主義に対する反差別の運動であるとも解釈できる。つまり1970年代以降、旭川のアイヌは一貫して反差別を掲げてきたといえるのではないだろうか。文化継承と民族運動は、2つの運動というよりも、1つの運動の2つの側面といえよう。

しかし、1980年代前半ごろから日本全体の景気後退によって、民芸品生産も徐々に下火になつていった（木村 1999）。「観光アイヌ」批判にさらされ、「脱観光化」が目指されていたとしても、民芸品生産は旭川におけるアイヌ民族運動・文化継承を支えてきたという側面がある。これが下火になっているということから、旭川における民族運動・文化継承の新たな基盤が求められているということができるだろう。

#### 注

- 1) 市来源一郎は区制施行と同時に区長となり、彼が1922年5月に死去するまで区長を務めた。
- 2) 一般的に「アイヌ学校」は「北海道旧土人保護法」を根拠に国の手で設立されたものを指すが、上川第五尋常小学校においては北海道庁指令第3028号（1906年6月14日）の第6条にもとづいて設置されたものである（旭川市史編集会議 2006: 858）。とくに、それを受けて1909年に施行された「旭川町旧土人保護規定」が根拠となつておらず、設置母体が旭川町となっている。学校の設置母体という点においても、道内他地域に比べ旭川には特徴があるといえよう。
- 3) ただし、公式HPは1916年の開設としている。ここでは、金倉（2006）も旭川市史編集会議編（2009）も、当時の新聞報道を根拠に1933年設立としているため、こちらを採用した。
- 4) ただし、これも1966年に焼失している（1966年7月17日付『朝日新聞』）。
- 5) 実態は不明である。
- 6) 本文中では45年とされているが、昭和45年と考えると、1969年（昭和44年）に造成開始している点とつじつまが合わないため、誤植であることは間違いない。しかし、この「アイヌ村」構想を示す史料が見当たらず、その実態は不明である。
- 7) 1972年8月25日付『北海道新聞』全道版によると、8月25、26日に日本人類学会と日本民族学会の連合大会が開催された。翌日付の『北海道新聞』全道版は、25日の「北方圏の人類学と民俗学—その現状と展望」と題したシンポジウムで、結城庄司など「アイヌ解放同盟」「北方民族研究所」のメンバーが壇上に登り論説し、公開質問状を朗読したという。
- 8) その議論については、東村（2006）が詳しい

#### 参考文献

- 旭川市, 1964, 「北海道アイヌまつり パンフレット」.  
旭川市史編集会議編, 1994, 『新旭川市史 第1巻・通史1』.

- , 2006, 『新旭川市史 第3巻・通史3』.
- , 2009, 『新旭川市史 第4巻・通史4』.
- 『エカシとフチ』編集委員会, 1983, 『創立25周年記念出版 エカシとフチ——北の島に生きたひとびとの記録』札幌テレビ放送.
- 東村岳史, 2006, 『戦後期アイヌ民族—和人関係史序説——1940年代後半から1960年代後半まで』三元社.
- 北海道立図書館北方資料部編, 2009, 『北海道地方新聞所在目録 改訂版——平成19年3月現在』北海道立図書館.
- 本郷新記念札幌彫刻美術館, 2019, 「作品紹介 風雪の群像」(2019年5月26日取得, <http://www.hongoshin-smos.jp/collection.html>) .
- 五十嵐広三, 1970, 『市民運動の証言——ドキュメント旭川』鶴書房.
- 金倉義慧, 2006, 『旭川・アイヌ民族の近現代史』高文研.
- 川村カネト, 1957, 「アイヌ民藝は賣物ではない」宮之内一平編『豊談』北海道豊談クラブ、第55号, 46-7.
- 木村光男, 1999, 『旭川木材産業工芸発達史』旭川家具工業協同組合.
- 村上久吉, 1971, 『旭川の人びと 旭川叢書 第5巻』旭川市.
- 斎藤玲子, 2012, 「アイヌ工芸の200年」山崎幸治・伊藤淳規編著『世界の中のアイヌ・アート』北海道大学アイヌ・先住民研究センター, 45-60.
- 竹ヶ原幸朗, 1992, 「『解平社』の創立とアイヌ解放運動」『解放教育』(284), 34-43.

(木戸 調)

